

山梨県公報

第一千二百二号

平成二十三年
一月十三日

木曜日

目次

告示

家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………七

土地改良区の定款の一部変更の認可……………七

道路の区域変更(二件)……………七

道路の供用開始……………八

公告

富士川上流地域森林計画の変更……………八

富士川中流地域森林計画の変更……………八

平成二十二年度林業用種苗生産事業者講習会の開催……………八

国土調査の成果の認証……………九

土地改良区連合役員の退任……………九

公共測量の実施……………九

告示

山梨県告示第四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十二年山梨県告示第三百五十号及び第三百七十六号)は、解除する。
平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十二年十二月二十八日村山六ヶ村堰土地改良区の定款の一部変更を認可した。
平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高瀬富士線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
南巨摩郡南部町富士石台一九七三番の一地先から	南巨摩郡南部町富士石台一九六一五番の一地先まで	三・〇	三・〇	一四・四	二二一六・五
		一四・四	一四・四		

山梨県告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年二月三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葎崎南アルプス中央線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		旧	新		
葎崎市円野町大字入戸野字揚小段二二二六番の一地先から		四・五	四・五	一〇・五	九七〇・〇
		一〇・五	一〇・五		

山梨県告示第八号

新		一三・〇〇 二七・〇〇	六八〇・〇
新	一三・〇〇 二七・〇〇	六八〇・〇	

山梨県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十三年二月三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	高瀬富士線	南巨摩郡南部町富士石合一九七三番の一地先から南巨摩郡南部町富士石合一九六一番の一地先まで	二二一六・五	平成二十三年一月十三日

公 告

● 富士川上流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川上流地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課、山梨県中北林務環境事務所及び山梨県峡東林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により富士川中流地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、山梨県森林環境部森林整備課及び山梨県峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

● 平成二十二年林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、平成二十二年林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成二十三年一月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 開催日時
平成二十三年二月二十五日（金） 午前九時三十分から午後五時まで
- 二 講習場所
甲府市丸の内一丁目九番十一号 県民会館四階四〇一会議室
- 三 受講対象者
山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者
- 四 受講手続
1 提出書類
受講申込書（山梨県森林環境部森林整備課及び各林務環境事務所に備えてある所定の用紙によること。）
2 受講手数料
一万四千元（受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印をしないこと。）
3 手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付しない。
4 受講申込書提出先
住所地を所轄する林務環境事務所森づくり推進課
5 受講申込書受付期間及び提出方法
この公告の日から平成二十三年二月十八日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに四の3の受講申込書提出先に持参すること。
- 五 講習内容
1 種苗に関する法令 二時間

- 2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間
- 3 種苗の生産技術に関する事項 二時間
- 六 その他

- 1 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
- 2 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 一一一 三一六四四）又は各林務環境事務所森づくり推進課に問い合わせること。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成二十三年一月十三日

- 一 調査を行った者の名称
山梨県知事 横内正明
市川三郷町
- 二 調査を行った時期
市川三郷町 平成二十年十月十七日から平成二十一年三月十一日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
市川三郷町大字大塚の一部
- 五 認証年月日
平成二十三年一月四日

● 土地改良区連合役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨届出があった。
平成二十三年一月十三日

退任
山梨県知事 横内正明

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	金丸 昭吾	南アルプス市上今諏訪一五九四番地	平成二十二年十二月七日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十二年十二月十六日付けで山梨県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成二十三年一月十三日

- 一 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
山梨県知事 横内正明
- 二 作業期間 平成二十二年十二月二日から平成二十三年三月十五日まで
- 三 作業地域 都留市大幡地内外

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番